

[資料]

## イタリア国務院関係法令集

奥村公輔

### 1. はじめに

本稿は、イタリア国務院 (Consiglio di Stato) の研究に資するため、関係法令を翻訳したものである。イタリア国務院は、イタリア統一前の1831年にサルデーニャ王国 (ピエモンテ王国) おいて設置された国務院にその起源を有する。このサルデーニャ王国の国務院は、ナポレオンによって1799年に創設されたフランスの国務院 (Conseil d'État) を模範とするものであった。そして、サルデーニャ王国の主導により1861年にイタリア統一がなされ、サルデーニャ国王をイタリア国王とするイタリア王国が成立すると、サルデーニャ王国の国務院はイタリア王国の国務院となった。イタリア王国の国務院は、その後の紆余曲折を経て<sup>(1)</sup>、現在のイタリア共和国の国務院へと至っている。

イタリア共和国の国務院は、まず、「1947年12月27日イタリア共和国憲法」によりその存在、及び、これまで行使されてきた2つの権限、すなわち、①法・行政に関する諮問権限と②行政裁判権限が規定された。そして、

---

(1) 統一後のイタリア王国の国務院は、1865年3月20日法律第2248号によれば、当初は3つの諮問部 (第1部、第2部及び第3部) しか有していなかった。しかしその後、1889年3月31日法律第5992号により、もう1つの諮問部 (第4部) が設置された。さらに、1907年3月7日法律第62号によって1つの裁判部 (第5部) が設置された。また、イタリア共和国憲法制定後、1948年5月5日法律第642号によってもう1つの裁判部 (第6部) が設置された。これによって、現在まで続く4つの諮問部及び2つの裁判部の計6部体制が整った。

現在のイタリア国務院の組織の詳細は、「行政裁判並びに国務院及び州行政裁判所の事務局と補助部局の職員に関する制度（1982年4月27日法律第186号）」で規定されている。

そこで、本稿は、イタリア国務院の概観を明らかにするために、まず、「1947年12月27日イタリア共和国憲法」における国務院に関連する諸規定を訳出し（2）、その上で、「行政裁判並びに国務院及び州行政裁判所の事務局と補助部局の職員に関する制度（1982年4月27日法律第186号）」を訳出する（3）。この点、イタリア国務院に関連する法令（及び諸規定）は多岐に渡り、その中でも特に、行政裁判手続を規律した「行政裁判法典（Codice del processo amministrativo）」は国務院（とりわけ行政裁判制度）に関連する重要な法令であるが、こちらの訳出については他日を期したい。

なお、法令のテキストについては、イタリア政府の管理する法令検索サイト「Normattiva」（<http://www.normattiva.it/>）を参照した（2018年11月27日最終閲覧）。

## 2. イタリア共和国憲法（1947年12月27日）（抄） （2012年4月20日最終改正）

### 第3章 政府

#### 第3節 補助機関

#### 第100条〔国務院及び会計検査院〕

- ① 国務院は、法及び行政に関する諮問機関であり、行政における正義の擁護機関である。
- ② 〔略〕
- ③ 本条の2つの機関及びその構成員の内閣に対する独立は、法律で保障する。

## 第4章 裁判

### 第1節 裁判組織

#### 第103条〔国務院及び会計検査院の裁判権、軍事裁判所〕

- ① 国務院及びその他の行政裁判機関は、公行政に関して正当な利益を保護するために、及び、法律が定める特別の事項について主観的権利を行使するために、裁判権を有する。
- ② 〔略〕
- ③ 〔略〕

### 第2節 裁判に関する規範

#### 第113条〔行政訴訟〕

- ① 公行政の行為に対しては、常に、通常裁判所又は行政裁判所における権利及び正当な利益の裁判上の保護が認められる。
- ② 前項の裁判上の保護は、これを否定し、又は、特定の異議申立て手段若しくは特定の種類の行為に限定することができない。
- ③ いずれの裁判機関が、いかなる場合に、いかなる効果をもって公行政の行為を取り消すことができるかは、法律で定める。

## 第5章 州、県、市町村

#### 第125条〔州行政裁判機関〕

共和国の法律が定める法秩序に従い、州に第一審の行政裁判機関を設置する。その支部は州都以外の場所に設置することができる。

## 第6章 憲法保障

### 第1節 憲法裁判所

#### 第135条〔憲法裁判所の構成〕

- ① 憲法裁判所は15名の裁判官で構成する。その3分の1は大統領が、3分の1は国会が合同会議で、残りの3分の1は最高通常裁判機関及び最高行政裁判機関が任命する。

- ② 憲法裁判所の裁判官は、退職した者も含めて上級通常裁判機関及び上級行政裁判機関の裁判官、大学の法律学の正教授、並びに、20年の職歴を有する弁護士の中から選出する。
- ③～⑦ [略]

### 3. 行政裁判並びに国務院及び州行政裁判所の事務局と補助部局の職員に関する制度（1982年4月27日法律第186号） （2017年12月27日最終改正）

#### 第1編 行政裁判制度

##### 第1章 国務院

##### 第1条（構成）

- ① 国務院は、この法律の別表Aにしたがい、国務院長官、部長及び国務院評定官で構成する。
- ② 国務院は、諮問又は裁判的機能を有する6つの部、さらに、1997年5月15日法律第127号第17条第28項により設置する規則部に区分する。
- ③ 各諮問部は、その1名が正式な部長である2名の部長及び少なくとも9名の評定官で構成する。各裁判部は、その1名が正式な部長である2名の部長及び少なくとも12名の評定官で構成する。
- ④ 国務院の諮問部については、その審議決定は、少なくとも4名の評定官が出席して採択されたときは有効となる。
- ⑤ 国務院長官は、独自の措置として年初に、長官評議会の意見を聴取して、裁判的機能及び諮問的機能を行使するそれぞれの部を特定し、並びに、それぞれの所轄事項、その構成及び第5条第1項所定に基づく全員総会の構成を定める。

##### 第2条（諮問部から裁判部への異動）

- ① 国務院長官は、年初に、行政裁判官が諮問部と裁判部との間を異動することを可能にするためにも、長官評議会によって定められた基準に基づい

て、諮問部と裁判部の構成を決定し、また、諮問部と裁判部の間の配置転換を決定する。

- ② 裁判部の部長は、年初に、審理日程を確定し、また、四半期の最初に、長官評議会によって定められた基準に基づいて、法廷の構成を確定する。
- ③ 1つの諮問部又は裁判部において審議決定に必要な評定官の数が欠けたときは、国務院長官は、別の諮問部又は裁判部にそれぞれ帰属する評定官をもって補うこととする。

### 第3条（總會）

- ① 国務院總會は、これを主宰する国務院長官によって招集され、国務院に所属するすべての行政裁判官で構成する。
- ② 事務局の職務は、国務院事務総長、又はこれが不在若しくは職務不能の場合には、現職の国務院評定官の中で最も新任の国務院評定官によって行使される。

### 第4条（行政裁判事務総局の部局）

- 1 事務総局は、事務総長、並びに、それぞれの機関についての所管を伴って、国務院の事務総長代理及び州行政裁判所に関する事務総長代理で構成する。
- 2 事務総長及び事務総長代理は、国務院長官の職務の行使を補佐し、固有の所管について各々、国務院事務総長に関する現行法規により定められたその他の任務を行う。
- 3 事務総長の職務は、長官評議会の意見を聴取して、国務院長官の提案に基づき、首相令により、1名の国務院評定官に付与される。
- 4 事務総長代理の職務は、長官評議会の意見を聴取して、国務院長官により、それぞれ1名の国務院評定官及び州行政裁判所評定官に付与される。
- 5 本条の職務は、理由を付した罷免処分は別にして、その付与から5年間が経過したときに終了し、更新不可能である。
- 6 本条の事務総長及び事務総長代理は、その不在又は職務不能の場合、国務院長官の措置により、一時的に職務を行使する任務を負う他の行政裁

判官によって代替される。

7 本条の適用から生じる金銭的負担は、予算の通常配当額の範囲内で措置する。

## 第5条 (削除)

### 第2章 州行政裁判所

#### 第6条 (州行政裁判所の構成)

- ① 州行政裁判所は、この法律の別表 A にしたがって、裁判所長、評定官、第一書記官及び書記官<sup>(2)</sup>で構成する。
- ② 州行政裁判所の評定官は、本条第5項で定めるところにしたがって、部長の職務を付与することができる。
- ③ 州行政裁判所は、複数の部に分割することができ、各部は5名以上の行政裁判官で構成する。
- ④ 1971年12月6日法律第1034号第1条第3項、第4項及び第5項で定める部以外の、新たな支部を分離させて設置することについては、法律で定めるものとする。
- ⑤ 複数の部に分割された裁判所では、裁判所長は第一部を主宰する。支部を含めて他の部は、1名の州行政裁判所評定官によって主宰され、部長の職務は、裁判所長評議会により、部長となる者の同意を伴って、勤続年数の序列も考慮して、この者に付与される。この職務は、他の勤務地への異動又は希望により終了する。ラツィオ州行政裁判所に設置される部は州行政裁判所長によって主宰される。
- ⑥ 州行政裁判所及び部は、裁判所長及び2名の構成員の出席の下で宣告する。
- ⑦ 州行政裁判所長は、年初に、審理日程を確定し、また、四半期の最初に、裁判所長評議会によって定められた原則的基準に基づいて、法廷の構

---

<sup>(2)</sup> 第一書記官及び書記官は、行政裁判官 (magistrati amministrativi) の地位を有する。

成を確定する。

- ⑧ 部に分割された州行政裁判所では、裁判所長は、年初に、当該部間の行政裁判官の配置転換を確保するために、裁判所長評議会で定める基準に基づき、各部の構成を定める。
- ⑨ 各部の部長は、年初に、審理日程を確定し、また、四半期の最初に、部長評議会によって定められた原則的基準に基づいて、法廷の構成を確定する。
- ⑩ 行政裁判官の不在又は職務不能の場合、1973年4月21日大統領令第214号第7条を適用する。
- ⑪ 州行政裁判所長若しくは州行政裁判所の部長の不在又は職務不能の場合、又は一時的空席の場合、裁判所長及び部長の職務は、最上級の職位を有する行政裁判官、及び、職位が等しいときは、その中で最も先任の行政裁判官によって行使される。

### 第3章 長官評議会

#### 第7条（長官評議会の構成）

- 1 役務の勤続年数と結びついた自動作用を除いて、アクセス及びキャリアの単一性に基づく行政裁判組織の一般的再編がなされるまで、長官評議会は首相の提案に基づいた大統領令により創設される。長官評議会は、ローマの国務院に置かれ、以下の者で構成する。
  - a) 国務院を主宰する国務院長官
  - b) 国務院で勤務する4名の行政裁判官
  - c) 州行政裁判所で勤務する6名の行政裁判官
  - d) 4名の市民。この者は、大学の法律学の正教授又は20年の職歴をもつ弁護士の中から、2名は代議院が、2名は元老院が、それぞれの構成員の絶対多数で選出する。
  - e) b) で定める構成員の代理職務を担う、国務院に勤務する2名の行政裁判官

- f) c) で定める構成員の代理職務を担う、州行政裁判所において勤務する2名の行政裁判官
- 2 国務院及び州行政裁判所で勤務する行政裁判官は、それぞれ、カテゴリーの区別なく、個人の、秘密のかつ直接の投票によって、第1項b)号及びe)号で定める構成員の選挙、並びに第1項c)号及びf)号で定める構成員の選挙に参加する。
- 3 選挙による構成員は4年間の任期で職務を負い、また、任期終了後すぐに再選出されることはできない。
- 4 (削除)
- 5 第1項d)号で定める構成員は、国務院及び州行政裁判所の任務に介入しうるいかなる活動も行うことはできない。この者には、1988年4月13日法律第117号第12条の規定が適用される。
- 6 構成員代理は、正規の構成員の不在又は職務不能の場合に、長官評議会の会議に参加する。
- 7 第1項d)号で定める構成員の中から長官評議会によって選出される副長官は、長官が不在又は職務不能の場合に長官を代理する。
- ⑧ 票数が同等の場合、長官の投票が優越する。

#### 第8条 (被選挙資格を有しない者)

- ① 選挙の招集の際に、国務院又は州行政裁判所の職務を行使しない行政裁判官は、長官評議会に関する被選挙資格を有しない。
- ② 長官評議会の構成員は被選挙資格を有せず、また、懲戒裁判によって訓告よりも重い制裁を課された行政裁判官は投票権を失う。
- ③ ただし、処分の日から3年が経過し、他のいかなる規律上の制裁が課せられなかったときは、懲戒を課された行政裁判官は、被選挙資格を有し、また、投票権を有する。

#### 第9条 (長官評議会の選挙及び当選者の宣言)

- ① 選挙で選ばれる長官評議会構成員の選挙のために、国務院の中に、国務院長官が任命する選挙管理委員会が設置され、選挙管理委員会は、これを



統轄する国務院の部長 1 名又は州行政裁判所長 1 名、及び国務院に勤務する最も先任の評定官 2 名で構成する。

- ② 選挙は、先の長官評議会の任期満了から 3 ヶ月以内に行われ、国務院長官の命令により告示され、確定された選挙日から少なくとも 30 日前に官報で公表される。選挙は、休日の 9 時から 21 時の間に行われる。
- ③ 各選挙人は、1 名の正規構成員と 1 名の補欠構成員のみに投票する。この数を超えて表明された投票はすべて無効である。選出された構成員には、1988 年 4 月 13 日法律第 117 号第 10 条第 2 項の 2 が適用される。選挙で選ばれた構成員が 4 年の任期の間に何らかの理由で辞職し又はその職務が終了したときは、残余の期間について職務を終了し又は辞職した構成員の代替構成員を指名するために、同じ選挙人団に属する行政裁判官の間で補欠選挙を行う。
- ④ 選挙人団毎に分けられた投票用紙は、選挙管理委員会の構成員によって事前に副署されなければならない。また、封をして選挙人から返付されなければならない。
- ⑤ 投票の後、選挙管理委員会はすぐに票の集計に取りかかり、各選挙人団の中で最も多くの投票を獲得した行政裁判官の当選を宣言する。同数の場合は、最年長者が選出される。

#### 第 10 条（異議申立て及び疑義）

- ① 選挙管理委員会は、投票の実施の際に生じた異議申立て、及び、投票用紙の有効性に関する異議申立てを多数決で裁決し、その異議申立てを選挙実施記録に記載する。
- ② 被選挙資格及び選挙実施に関する疑義は、長官評議会に通知されなければならない。また、選挙結果の宣言から 15 日以内に長官評議会事務局に移送されなければならない。疑義はいかなる中斷的效果を有しない。
- ③ 長官評議会は、その最初の会議の際に疑義について裁定する。

#### 第 11 条（長官評議会の解散）

- ① 長官評議会の運営が不可能なとき、長官評議会は、閣議での審議決定の

後、首相の提案に基づき大統領令により解散する。

- ② 新たな選挙は、解散の日から1ヶ月以内に告示される。

#### 第12条（審議決定及び招集の有効性）

- ① 長官評議会の審議決定が有効であるためには、少なくとも9名の構成員の出席が必要である。
- ② 審議決定は、公開の投票による多数決で行われる。同数の場合、長官の投票が優越する。
- ③ 長官評議会は、個人に関する措置及び行政裁判官の法的地位について秘密投票で裁定する。少なくとも4名の出席者の要求がある場合も、審議決定は秘密投票で行われる。
- ④ 長官評議会は、長官又は長官が不在の場合は副長官により招集され、また、構成員の3分の1の要求があれば招集される。

#### 第13条（長官評議会の権限）

- ① 長官評議会は次の事項を行う。
- 一 選挙で選ばれる構成員の資格の確認及び選挙に関する疑義の裁定
  - 二 内部規則に基づく長官評議会の運営
  - 三 州行政裁判所長の意見を聴取して、構造及び役務の調整並びに刷新のための提案の作成
  - 四 第31条で定める首相による報告書の起草のための基本資料の準備
  - 五 国務院の諮問部間及び裁判部間における、それぞれの諮問事務及び訴訟の分配のための原則的基準の確定
  - 六 部に分割された州行政裁判所における訴訟の分配のための原則的基準の確定
  - 六の二 行政裁判官の職務の確定のための基準及び態様の決定
- ② さらに、長官評議会は次の事項を審議決定する。
- 一 任官、勤務地及び職務の割当て、異動、昇進、管理的職務の付与並びに行政裁判官の法的地位に関する他のすべての措置
  - 二 行政裁判官に関する懲戒上の措置

三 負担及び関連報酬の均衡的分配が確保される方法でその職務との関係のない任務の行政裁判官への付与

四 州行政裁判所の行政裁判官職員の組織計画及び州行政裁判所の部への必要に応じた分割

五 例外的でかつ正当な理由があるとき、勤務地の割当てが問題にされないという条件の下で、第 26 条で定める義務の尊重の免除

六 運営評議会の意見を聴取して、國務院及び州行政裁判所の事務局及び補助部局の職員の組織計画

七 特別委員会の形成の基準

八 定員外での配置

九 法律により長官評議会に付与された他のすべての事項

③ 行政裁判官の法的地位に関する措置は、首相の提案に基づいて、大統領令により行う。前項第 3 号、第 5 号及び第 7 号で定める措置は、國務院長官命令により行う。前項第 6 号及び第 8 号で定める措置は、首相令により行う。前項第 4 号及び第 20 条で定める措置は、首相の提案に基づいて、大統領令により行う。

④ この法律で定める行政裁判官には 1924 年 6 月 26 日統一法第 1054 号第 5 条を適用する。総会における國務院の意見は、長官評議会によって要求される。

⑤ 長官評議会は、國務院及び州行政裁判所の事務局の役務についての監査をすることができ、その構成員 1 名にその任務を付与する。

## 第 2 編 行政裁判官職員

### 第 1 章 職務及び職位の間の区別

#### 第 14 条（職位）

① この法律で定める行政裁判官は以下のように区別する。

一 國務院長官

二 國務院部長、州行政裁判所長

### 三 国務院評定官

### 四 州行政裁判所評定官、第一書記官及び書記官

## 第 15 条（行政裁判官の職務）

- ① 管理的職務を有する行政裁判官は、前条第 1 号及び第 2 号で定める者とする。
- ② 前条第 2 号で定める行政裁判官は、国務院又は州行政裁判所においてその職務を行使する。
- ③ 前条第 3 号で定める行政裁判官は、国務院で裁判的職務又は諮問的職務を行使する。
- ④ 前条第 4 号で定める行政裁判官は、州行政裁判所で裁判的職務を行使する。
- ⑤ 州行政裁判所評定官は、さらに、支部長の職務並びに本法律第 6 条第 2 項及び第 5 項で定める職務を行使する。

## 第 2 章 職位への任用、昇進及び組織上の地位

### 第 16 条（行政裁判官への任用）

- ① 行政裁判官のうち正式な書記官の職位は、資格及び試験による競争試験に基づいて付与する。この競争試験には、1971 年 12 月 6 日法律第 1034 号第 14 条第 1 項で定めるカテゴリーに属する者であって 45 歳を超えない者が参加することができる。
- ② この試験は 1971 年 12 月 6 日法律第 1034 号第 14 条及び 1973 年 4 月 21 日大統領令第 214 号により規律する。
- ③ 試験委員会は、長官評議会の意見を聴取して、首相令により任命される。試験委員会は、これを主宰する国務院の部長又は同等の職位を有する者、国務院評定官 1 名、州行政裁判所評定官 1 名及び大学の法律学の正教授 2 名で構成する。
- ④ 事務局の職務は、国務院で勤務する事務局の職員の地位を担う高級公務員 1 名が行う。

**第17条（第一書記官の任命）**

- ① 州行政裁判所評定官、第一書記官及び書記官の職位は、一括した組織上の費用に累積される。
- ② 書記官は、書記官の職位における勤務期間の4年経過後、長官評議会により表明される過失がないことの判断を経て、かつ、常勤としての期間による順序にしたがい、第一書記官として任命される。
- ③ 第一書記官の任命は、首相の提案に基づいて、大統領令により行う。
- ④ 第一書記官の任命は、行政裁判官が前記の勤務期間を経過した日から法的及び経済的効力を有する。

**第18条（州行政裁判所評定官の任命）**

- ① 第一書記官は、第一書記官の職位における勤務期間の4年経過後、州行政裁判所書記官として任命される。
- ② 州行政裁判所評定官の任命は、長官評議会により表明される過失がないことの判断を経て、かつ、常勤としての期間による順序にしたがい行う。
- ③ 州行政裁判所評定官の任命は、首相の提案に基づいて、大統領令により行う。
- ④ 州行政裁判所評定官の任命は、行政裁判官が前記の勤務期間を経過した日から法的及び経済的効力を有する。

**第19条（国務院評定官の任命）**

- ① 国務院評定官の職位において空席になっているポストは、以下のよう  
に付与される。
  - 一 半数は、要求を提示し、かつ、州行政裁判官の職位において少なくとも4年間の実際の勤務を行った州行政裁判所評定官。第12条第1項の諸規定の適用を妨げることなく、(旧)第7条(第2項)第2号<sup>(3)</sup>で定

---

<sup>(3)</sup> 第7条は2回の改正（①2000年8月10日発効、②2006年6月1日発効）がなされているが、1回目の改正において第7条(第2項)第2号は消滅した。一方、第19条も1回の改正（2006年3月1日発効）がなされているが、第19条において旧第7条(第2項)第2号に関する言及は変更されていない。旧第7条(第2項)第2号は「国務院で勤務する最も先任の国務院部長2名」と定めていたが、こ

める構成員により形成された委員会の提案に基づいて、かつ、同条（旧第7条第2項）第4号<sup>(4)</sup>で定める構成員の中から、行使された裁判活動の評価、客観的性質により提示されている称号、及び役務の勤務期間に基づいて、最も上位の資格を有する者又は同じ資格であるがより勤務期間の長い者の任命が、その構成員の過半数に基づいて長官評議会によって表明された賛成の判断の後に行われる。適当と宣言された行政裁判官は、第21条第4項のために、州行政裁判所評定官の職位において獲得された勤務期間を維持しつつ、国務院評定官として任命される。

二 4分の1は、大学の法律学の正教授、又は、少なくとも15年間の職歴を有し、かつ、上位裁判所についての特別専門名簿に記載されている弁護士から、府省、憲法上の機関及び他の行政機関の上級職員から、控訴院の裁判官より下位ではない又は同等の資格を有する裁判官から、任命される。任命は、実行された裁判行政的活動及び研究、適性及び性格に基づく国務院評定官の職務の行使に関する全体的適性の評価を含む、第1号のように表明される長官評議会の意見に続いて、閣議での審議決定に基づき、大統領令により行われる。

三 4分の1は、少なくとも1年の勤務期間を有する州行政裁判所の行政裁判官、少なくとも4年の勤務期間を有する通常及び軍事裁判官、会計検査院の裁判官、並びに、少なくとも1年の勤務期間を有する国事弁護士、少なくとも4年の勤務期間を有する元老院及び代議院の管理職的地位にある国会職員、及び独立行政機関を含めた国家の行政機関の管理職的地位にあり、かつ、法学の学位が必要な職にある公務員が参加するこ

---

こで言及されている第7条（第2項）第2号は、「国務院で勤務する4名の行政裁判官」と定める現在の第7条第1項b)号に当たる。

<sup>(4)</sup> 前掲注(3)と同様に、第7条（第2項）第4号は改正されたものの、第19条において旧第7条（第2項）第4号に関する言及は変更されていない。旧第7条（第2項）第4号は「州行政裁判所で勤務する6名の行政裁判官、そのうち少なくとも2名は州行政裁判所評定官より下位ではない資格を有する者」と定めていた。ここで言及されている第7条（第2項）第4号は、「州行政裁判所で勤務する6名の行政裁判官」と定める現在の第7条第1項c)号に当たる。

とのできる資格試験並びに理論的及び実践的審査によりそれらの者から、任命される。審査は1年の最初の4ヶ月に國務院長官により組織される。審査の合格者は、審査が行われた年の翌年の12月31日までに任命される。

- ② 長官評議会の意見聴取後に、閣議で承認された規則により、審査のための実施準則及び手続が確定される。新たな規則の発効までは、1942年4月21日規則第444号第3条、第4条、第5条、第6条及び第7条が適用される。

#### 第20条（空席ポスト）

- ① 第19条で定められている割当てによっては埋められないポストの空席は、次年以降の再割当ての場合を除き、長官評議会の提案に基づいて、他のカテゴリーの者に付与されうる。

#### 第21条（國務院の部長及び州行政裁判所長への任命）

- ① 國務院評定官及び州行政裁判所評定官は、それぞれの資格において8年の勤務期間終了後、指示部局への態度及び役務の勤務年数をそれぞれの場合において考慮して予め決定された基準に基づいて長官評議会により表明される適性の判断の後、埋めるべきポストに限り、第14条第2号で定める職位に任命される。
- ② 第1項で定める職務の付与及び部局への配属に関して、長官評議会は、当事者の同意を必要とする。補充されていない残りのポストについては、職権により措置を講じる。
- ③ 國務院部長のポストに限り、その任命は國務院で少なくとも2年間役務に就いていた者に留保される。
- ④ 州行政裁判所長の職位付与に限り、州行政裁判所評定官の資格において獲得された勤務期間は換算される。
- ⑤ 國務院部長及び州行政裁判所長への任命は、関係規範が適用されている該当部局の移転の場合を除いて、任命される者が少なくとも3年の期間配属された所在地に滞在する義務を伴う。同じ期間の間、その行政裁判官は

その職務を解任されることができない。任務に就いてから年齢要件で退職するまでの期間が3年に満たない行政裁判官については、国務院部長及び州行政裁判所長への任命を行うことはできない。

- ⑥ 国務院評定官及び州行政裁判所評定官は、その職位において8年の勤務期間終了後、上位の指揮的職務を伴う破毀裁判官の職位に伴う経済的待遇を受ける。
- ⑦ 本法律の発効の日に職務に就いている国務院評定官に関して、1971年12月6日法律第1034号第50条第3項も適用して、既存の名簿記載順位は、管理職の任命の目的のために、本法律発効の日において変更はない。第1項で定める勤務期間を満たしていない国務院評定官は、前記の勤務期間とは無関係に、名簿上、後の評定官よりも先に評価される。
- ⑧ 国務院の行政裁判官及び州行政裁判所の行政裁判官は、本条第2項で定める管理職の付与を順番に辞退することができる。職務の付与は、任用可能なポストの限定を妨げることなく、当事者の同意及び辞退がなかった場合に埋められた同じポストの役職への配置を伴って、順次実行される。

## 第22条（国務院長官の任命）

- ① 国務院長官は、少なくとも5年間指揮的職務を実質的に行使した行政裁判官の中から、長官評議会の意見を聴いた後に、閣議での審議決定に続き、首相の提案に基づいて、大統領令により任命される。
- ② 空席の場合、国務院長官の職務は、国務院部長の職位において最も長く職務についている国務院部長により行使される。
- ③ 国務院長官の任命は、ポストの空席の日から遅くとも30日以内に行われる。

## 第23条（行政裁判官の名簿）

- ① この法律の別表Aは、1950年12月21日法律第1018号に附属し、1971年12月6日法律第1018号で改正された国務院の行政裁判官の組織表に代替するものであり、また、前記法律第1034号第12条c)で定める組織表を修正するものである。



- ② 行政裁判官の名簿は、以下の順序にしたがって、順位づけられる。
- 一 国務院長官の長の資格として、国務院長官
  - 二 国務院の部の長の資格及び同等の資格として、国務院部長の資格を有する国務院評定官
  - 三 残りの（広義の）国務院評定官の資格として、（狭義の）国務院評定官、第一書記官及び書記官。前記の第一書記官及び書記官は、本法律の発効の日から、（広義の）国務院評定官として任命される。
  - 四 州行政裁判所の評定官の資格として、州行政裁判所評定官
  - 五 第一書記官及び書記官の資格として、州行政裁判所第一書記官及び書記官
- ③ 前項で定める地位への配属は、元の名簿の登載順に基づいて、及び、職歴及び獲得された資格の識別を伴って、実施される。
- ④ 本法律の発効の日にすでに州行政裁判所評定官としての資格を有していた州行政裁判所の行政裁判官には、1971年12月6日法律第1034号第17条を適用し続ける。
- ⑤ 第21条第4項の諸規定の留保の下、本法律の発効の日に職務に就いていた州行政裁判所の第一書記官及び書記官は、国務院評定官として任命されたときに、経済的効果の算定を妨げることなく、5年まで州行政裁判所評定官の資格として獲得した職務期間を維持し、また、前記の職務期間にしたがいその地位上のポストを獲得する。
- ⑥ 本法律第17条、第18条及び第50条によって定められる職務期間の短縮のために州行政裁判所の第一書記官及び書記官の地位により追い越された、本法律の発効の日にその資格を有する国務院の第一書記官、書記官及び評定官には、自身より先にこの職務に付いた者に追い越されることを回避するために十分かつ必要な法的効果のみを伴って、任命の日の繰り上げが認められる。ただし、いかなる場合においても、本条第2項第3号にしたがい（広義の）国務院評定官として任命された国務院の書記官及び第一書記官は、少なくとも8年間制度上の職務を実際に行使していなければ、

指揮的資格を獲得することはできない。

- ⑦ 1971年12月6日法律第1034号第16条第2項に基づいて州行政裁判所評定官の資格を獲得した州行政裁判所評定官について、本法律第51条第1項で定める遡った日付での任命は、本法律の発効の日にその資格においてより長い職務期間を満たしている国務院評定官に対する上位的地位への配置を伴わない。このために、本項の定める国務院評定官の任命の日は、本項の定める州行政裁判所評定官がその地位上彼らに上位することを回避するために十分かつ必要な措置を採るという法的効果のみを伴って、繰り上げられる。

### 第3章 保障、兼職禁止、経済的待遇

#### 第24条（保障）

- ① 行政裁判官は、行政裁判官の非常識により又は法律で定められた諸理由のために採択された、長官評議会の審議決定を経なければ、その職務を解任若しくは停止されることができず、又は、他の場所又は職務に就くことができない。

#### 第25条（部局の異動）

- ① 部局の異動は、法律で定められた場合において及び基準にしたがってのみ、これを行うことができる。
- ② 州行政裁判所が法廷を形成するために必要な行政裁判官数の欠如を理由に運営できないときは、長官評議会は、他の州行政裁判所に所属する行政裁判官をその同意を伴って異動させることができる。それが不可能な場合、その資格において短い職務期間の基準にしたがい、最も近い裁判所の管轄において職権により行う。
- ③ 前項で定める行政裁判官は、もともと所属する裁判所に籍を置き続け、また、すべての期間において完全な職務の給与を受ける権利を有する。

#### 第26条（居住の義務）

- ① 行政裁判官は、自身がその職務を行使する部局が置かれている州の市町

村にその職務を行使している期間は居住しなければならない。

#### 第 27 条（年齢要件による退官）

- ① 通常裁判官について年齢要件を理由とする退官に関する諸規定は、行政裁判官に適用される。

#### 第 28 条（職務の兼職禁止）

- ① 行政裁判官には、同様に、制度上の任務とは異なる任務の行使及びすべての種類の依頼の受諾に関して、通常裁判官について定められている兼職禁止及び被選挙資格の諸事由が適用される。
- ② 1924 年 6 月 26 日王令第 1054 号第 6 条及びそれ以降の修正は廃止する。

#### 第 29 条（職位以外への配属）

- ① 職位以外への配属は、少なくとも 4 年間制度上の役務に就いている行政裁判官についてのみこれを行うことができる。
- ② 1950 年 12 月 21 日法律第 1018 号第 2 条第 5 項の諸規定の適用を妨げることなく、職位以外への配属は、連続して 3 年間を超えて行うことはできず、また、3 年経過後は、制度上の職務を正規に 2 年間行使した後でなければ、職位以外への新たな配属は認められない。
- ③ 職位以外への配属は、国家の行政機関、又は、1962 年 7 月 27 日法律第 1114 号に基づく国際機構若しくは機関における裁判行政機能の行使についてのみ認められる。
- ④ いかなる場合にも、20 人を超える行政裁判官の職位以外への配属は認められない。

#### 第 30 条（経済的待遇）

- ① 通常裁判官について経済的待遇全体、最初の配置、異動及び職務の手当に関して定められている法律規範は、行政裁判官に適用する。

### 第 4 章 監督及び懲戒

#### 第 31 条（監督）

- ① 首相は、すべての部局及び行政裁判官について高度の監督を行い、ま

た、毎年、行政裁判の状況に関して、及び、第29条第3項にしたがい付与された任務に関して国会に報告書を提出する。

- ② 国務院長官は、すべての部局及び行政裁判官を統轄する。
- ③ 指揮的職務を行使する行政裁判官は、自身が責任を負う部局及びその部局の構成員たる行政裁判官を統轄する。

### 第32条（懲戒）

- ① この法律の規定に違反しない限り、懲戒上の制裁及びその附属手続に関する通常裁判官について定められる規範は、行政裁判官に適用する。

### 第33条（懲戒上の措置の資格及び取調べ手続）

- ① 懲戒上の手続は、首相又は国務院長官によって開始される。
- ② 長官評議会は、懲戒上の手続の開始の要求の受諾から10日以内に、長官評議会構成員3名で構成される委員会に、30日以内に実行される予審に取りかかる任務を付与する。
- ③ 明らかになった結果に基づいて、長官評議会は、30日以内に弁明書を提示するように勧奨して、行政裁判官に対してその事実を通告し、その後、弁明書提出を断念しない場合は、第2項で定める委員会に取調べ手続を命じ、この取調べ手続は長官評議会事務局への関連文書の提出後90日以内に行われなければならない。このような長官評議会の審議決定は、当事者にただちに通知されなければならない。

### 第34条（懲戒上の手続の決定）

- ① 国務院長官は、前条最終項で定める期間の経過後、少なくとも40日以上前に当事者に通知する命令により長官評議会での討議日を定め、当事者は、討議の遅くとも10日前まで、書類の謄本を閲覧及び獲得することができ、また、弁護人を登録することができる。
- ② 陳述のために定められた会合において、前条第2項で定める委員会のより上位の資格の構成員が、報告を行う。取調べを受ける行政裁判官は、最後に発言を行い、また、他の行政裁判官によって補佐される権限を有する。

### 第3編 国務院及び州行政裁判所の事務局の職員の制度

#### 第1章 制度

#### 第35条（組織名簿）

- ① 国務院、第38条で定める運営評議会、第7条で定める長官評議会の事務局及び州行政裁判所の運営のために、統轄者、指揮者、判断者、執行者、記録者、補助者及び技術補助者の組織名簿は、この法律の別表B、C、D、E、F及びGにより定められ、これらの別表は、1971年2月4日首相令及びその修正、並びに、1972年6月30日大統領令第748号の別表に代替する。
- ② 所属の配置及び異動は、長官評議会の意見を聴取して、国務院長官により行われる。

#### 第36条（地位及び権限）

- ① この法律の規定に違反しない限り、国務院及び州行政裁判所の事務局と補助部局の人物の地位並びに権限は、1964年4月10日法律第193号、1970年12月28日大統領令第1077号、1972年6月30日大統領令第748号、1980年7月11日法律第312号及びそれ以降の修正により定められたものとする。
- ② 国務院長官及び州行政裁判所長は、それぞれの事務長の意見を聴取して、各職員に異なる職務を付与し、その活動に必要な指示を与える。
- ③ 国務院長官及び州行政裁判所長は同様に、それぞれの命令により、事務局の意見を正式の形式で事務局員に通知する任務を、執行的地位を有する人物に付与することができる。この委任は、費用の返済のためを除いて、特別報酬の付与を認めない。

#### 第37条（国務院事務局の長と州行政裁判所の事務総長）

- ① 国務院事務局の長及び州行政裁判所の事務総長は、それぞれ、国務院及び州行政裁判所の事務局の役務を統轄する。国務院事務局の長及び州行政裁判所の事務総長は、それぞれの部局の良き運営のために適切と判断する措置を促進する。

- ② 国務院事務局の長及び支部を有する州行政裁判所の事務総長のポストを埋めるために、指揮的資格を有する管理職公務員のみがその対象となりうる。
- ③ 指揮的資格を有する者の不在及び職務不能の場合には、又は、そのポストの一時的空席の場合には、州行政裁判所の事務総長の職務は、部局において存在するより上位の資格を有する者により、また、資格が同等の場合には、同じ資格においてより勤務期間の長い者により行使される。
- ④ 国務院事務局の長は、さらに、1972年6月30日大統領令第748号第10条で定める長の職務を担う。

### 第38条（運営評議会）

- ① 本編で定める職員のための運営評議会は、1名の国務院部長又は州行政裁判所長によって主宰され、また、国務院事務総長、長官評議会によって指名された3名の国務院評定官及び3名の州行政裁判所評定官、国務院事務局の長、並びに、1977年7月22日大統領令第721号及びそれ以降の修正により承認された規則で定める方式をもって職員により選ばれた4名の代表者で構成する。
- ② 運営評議会は、国務院長官の命令により2年の任期で任命される。
- ③ 運営評議会事務局長の職務は、国務院の中で事務局長より下位ではない職業経歴を伴う管理職的地位を有する職員により行使される。
- ④ 長官評議会及び運営評議会の事務局オフィスに、定められた要件の下で別表の職員を配置する。

### 第39条（懲戒委員会）

- ① 懲戒委員会は、二年毎の初めに、運営評議会の意見を聴取して、国務院長官の命令により設置される。
- ② 懲戒委員会は、主宰者たる1名の国務院部長又は州行政裁判所長、1名の国務院評定官、1名の州行政裁判所評定官、2名のうち1名は州行政裁判所の事務局に勤務する管理職的地位を有する職員で構成する。
- ③ 懲戒委員会事務局長の職務は、事務局長より下位ではない職業経歴を伴

う管理職的地位を有する職員により行使される。

## 第2章 事務局の職員名簿における記載

### 第40条（記載）

- ① 国務院の職務に配属される者及び本法律の発効の日に国務院で勤務している者は、第35条で定める組織名簿に記載される。
- ② 本法律の発効の日に、いかなる理由であれ、州行政裁判所において少なくとも6ヶ月の間職務を行っている者は、第35条で定める名簿に記載されることを求めることができる。
- ③ 首相府で少なくとも4ヶ月以上勤務し、州行政裁判所の運営に関連する事案を取り扱っている者は、本条で定める方式により、第35条で定める組織名簿に記載されることを求めることができる。本法律第3編第2章及び第4編第2章は、上述のとおり記載された者に適用する。
- ④ 第1項から第3項で定める記載のために、第42条以下で定める基準を適用する。
- ⑤ 記載の要請は、本法律の発効の日から必ず60日以内に州行政裁判所長に提示されなければならない。州行政裁判所長は、その要請を首相府に移送し、要請者の活動報告書、もともとの行政機関から提出される役務の状態及び編成のために有益なその他のすべての文書を添付する。

### 第41条（記載委員会）

- ① 国務院長官の意見を聴取して、首相によって任命される委員会は、前条で定める記載を行う。
- ② 記載委員会は、主宰者たる1名の国務院部長又は州行政裁判所長、2名の国務院評定官、2名の州行政裁判所評定官、第1級管理者より下位ではない資格を伴う国務院所属の2名の書記官で構成する。
- ③ 記載委員会事務局長の職務は、事務局長又は同等の者より下位ではない職業経歴を伴う首相府に所属する職員により行使される。

### 第42条（記載基準）

- ① 記載委員会は、第40条で定める要請及び報告書とともに、職員の関係文書を獲得した後に、以下の基準に基づいて記載の実施を行う。
- 一 もともとの行政機関で各人物によって獲得された形式上の立場との一致を考慮して、職務の資格及び記載上の地位を決定する。
  - 二 州行政裁判所での役務、もともとの行政機関での役務並びに公的職務に関連する機関及びオフィスでの役務を算入して、各人物の全体の勤務期間を決定する。
    - a) 完全な期間として、職務の資格と一致する資格で獲得された勤務期間
    - b) 半分の期間として、及び、最長で4年間、すぐ下の職務の資格と一致する資格で獲得された勤務期間
  - 三 同じ職員が、国家公務員について発効している規範で定める、同じ地位での様々な職業経歴で過ごした通常期間との関係で前記の職務期間を伴い獲得することになる地位を確定する。
  - 四 勤務期間算出のために、年単位で計算し、6ヶ月を超える端数は1年と計算する。
  - 五 再任不可能な3年の期間延長を認める。
- ② 名簿外の職員は、もともとの行政機関で計算された勤務期間をすべての効果をもって維持しつつ、もともとの行政機関で獲得された地位に一致する最初の職業経歴により配置される。
- ③ 本条で定める規律上の編成は、場合によっては、この法律の別表で定める名簿の職業経歴に余乗して、実施する。
- ④ 本条で定める余乗ポストは、本法律の発効後最初に生じた相応の空席に応じて、再統合される。

#### 第43条（職員の配置編成の基準）

- ① 第1級又は第2級の事務総局の指揮者を含め、国家行政機関で指揮者として任命されていた人物は、この法律の別表Bに定める管理者名簿に記載される。
- ② 1972年6月30日大統領令第748号第60条で定める補充者名簿に属し



ていた者は、前項の適用後に空いているポストの限界の下で、第1級管理者の資格に記載される。

#### 第44条（第1級管理者の資格の獲得）

①～⑨ 〔略〕

#### 第45条（記載の方式）

- ① 記載は、首相令に基づいて編成委員会により移送される文書に基づいて実施され、また、本法律の発効の日から経済的効果及び1978年1月1日から法的効力を有する。
- ② 本章の定める職員は、編成の際に付与される職務上の資格にしたがって名簿に記載される。同じ職務上の資格の範囲内で、その記載は、記載の枠組みにおいて認められた職務期間の順序にしたがって実施される。それが同等の場合、職務期間の基準が優先する。
- ③ 前項に基づいて名簿に記載される者は、試用期間を免除する。

#### 第46条（キャリアパス）

① 〔略〕

一 〔略〕

二 〔略〕

②～⑥ 〔略〕

#### 第47条（國務院で勤務する人物）

- ① 第42条以下の規範は、本法律発効の日には國務院で勤務する職員に適用する。その要請は、第40条最終項で定める期間内に國務院長官に提出しなければならない。國務院長官は、首相府に、要請者の活動報告書、役務の状態及び有益なその他のすべての文書を移送する。
- ② 第40条第1項にしたがい記載された職員は、その要請に基づく場合にしか、州行政裁判所に配属されることはできない。
- ③ 國務院の管理職公務員は、その資格の獲得の日から、すべての効力をもって記載される。

#### 第48条（地位の変更及び審査）

①～② 〔略〕

#### 第 49 条 (法的及び経済的狀態)

① 本編で定める人物の法的状態及び経済的処遇について、本編に違反する規定を除き、国家公務員について発効している諸規定を適用する。

### 第 4 編 経過規定及び最終規定

#### 第 1 章 行政裁判官たる人物に関する経過規定

#### 第 50 条 (経過準則)

①～⑩ 〔略〕

#### 第 51 条 (法的及び経済的効果)

①～③ 〔略〕

#### 第 2 章 事務総長たる人物に関する経過規定

#### 第 52 条 (経過準則)

①～⑦ 〔略〕

#### 第 3 章 一般規定

#### 第 53 条 (運営費用)

① 〔略〕

#### 第 53 条の 2 (国務院及び州行政裁判所の財政的自律)

①～② 〔略〕

#### 第 53 条の 3 (手続に関する部局)

① 〔略〕

#### 第 54 条 (経済的効果)

①

#### 第 55 条 (削除)

#### 第 56 条 (トレンティーノ＝アルト・アディジェ州)

① 〔略〕

## 第57条（財政負担）

①～② 〔略〕

## 第58条（最終規範）

① 本法律に違反する又は両立不可能なあらゆる規定は廃止する。

### 〔付記〕

- \* 本稿は、平成30～32年度科学研究費（基盤研究（C））「ヨーロッパにおける二重機能型国務院の比較法的研究－権力分立と人権保障の観点から－」の研究成果の一部である。
- \* 本稿を執筆するにあたり、近畿大学の田近肇教授と国立国会図書館調査及び立法考査局の芦田淳主査には、条文の内容から訳語の細部に至るまで大変貴重な意見をいただいた。この場をお借りして深く御礼を申し上げたい。なお、本稿において生じうる誤りについては筆者が一切の責任を負うことは言うまでもない。